

訪問看護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

訪問看護サービスの開始に当たり、重要事項を以下の通り説明します。

1. 当事業者の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
代表者・役職 理事長 飯山 幸雄
法人本部所在地 〒162-0053 東京都新宿区原町3丁目8番地
電話番号 03-3341-7161

2. 昭島病院訪問看護ステーションの概要

事業所名	昭島病院訪問看護ステーション
所在地	〒196-0022 昭島市中神町1260番地 昭島病院内
介護保険指定番号	1367199136
サービスを提供する地域	昭島市・立川市

3. 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	備考
管理者（看護師）	1名		兼務
看護師	3名	2名	
言語聴覚士		1名	
事務職員	1名		

4. 営業時間

月～金曜日	8:45～17:15
土曜日	8:45～12:30
日曜・祝日・第2、第4土曜日	休み
年末年始休み	12/29～1/3

5. サービス内容

- ・症状・障害の観察
- ・リハビリテーション
- ・主治医の指示による医療的処置（床ずれの予防・処置、チューブ等の管理・交換）
- ・ターミナルケア・認知症患者の看護
- ・家族への看護・介護指導・相談
- ・福祉・医療サービスの相談や紹介
- ・身体援助（食事、入浴、清拭、排泄、体位交換等）

6. 運営の方針

- 1 当事業所は、訪問看護を提供する事により、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努める。
- 2 当事業所は事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努める。
- 3 当事業所は事業の運営にあたって、関係市町村及び保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

7. サービスの利用方法

訪問看護指示書（主治医の指示）が必要です。契約を結び訪問看護を開始します。

8. サービスの利用のために

- 感染予防のために洗面所を使用させていただきます。
- 看護処置が必要になった場合、随時必要な処置材料のご説明をさせていただきますのでご購入をお願い致します。

9. 緊急時の対応方法

訪問看護の提供を行っている時にご利用様に病状の急変などが生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

10. 賠償責任

事業者はサービスの提供にあたってご利用様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を適正に賠償致します。

ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合、その限りではありません。

11. 秘密保持

事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

12. 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、ご利用様への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. サービス内容に関する苦情

- 当事業所お客さま相談・苦情担当

担当 管理者（柳田） 電話 042-546-3130